平成２８年（フ）第２６号
千葉県山武市松尾町八田120番地２　プレジャーライフ201号
債務者　諸星　孝雄
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
福井県小浜市和久里第35号22番地の３
債務者　中村久美代
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１０号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13158番地１　県営住宅13号
債務者　橋原ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１４号
長野県上伊那郡宮田村２番地
債務者　戸田　　修
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２３号
広島県江田島市能美町中町2941番地１
債務者　谷川こと　川上　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１０号
佐賀県唐津市相知町相知631番地８　押川市営住宅Ｂ８－３号
債務者　山下　俊史
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１７号
佐賀県唐津市相知町相知390番地６
債務者　岩本　芳文
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２０号
佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形2075番地10
債務者　大石　睦子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２号
沖縄県名護市字二見219番地22　二見市営住宅102号
債務者　比嘉　絵美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第７号
沖縄県名護市東江５丁目１番１－708号　県営東江高層住宅
債務者　岸本　安史
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２９号
福島県田村市船引町東部台２丁目114番地
債務者　渡邉　昭夫
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
埼玉県草加市花栗３丁目３番８－314号
債務者　高道　勇一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
沖縄県浦添市仲間３丁目３番２－303号　サンハイツ山川
債務者　福永　　超
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市識名３丁目20番20号　和楽荘アパート201
債務者　髙江洲　悟
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４６０号
愛知県知多市朝倉町59番地の１　朝倉２番館101、従前の住所愛知県稲沢市天池西町97番地
債務者　石戸　新吾
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９１号
愛知県東海市富木島町長田13番地の１　㈱セキ東棟101号、従前の住所愛知県東海市大田町天神下ノ上１番地の23
債務者　伊藤　光敏
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部